

第1 保健推進員

○ 保健推進員制度

地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、「盛岡市保健推進員要綱」（令和2年4月1日施行）による保健推進員制度を設置し、現在431の地区に配置している。

※ 「盛岡市保健推進員規則」（平成7年3月）については、地方公務員法の一部改正で特別職非常勤職員の任用の厳格化により同法第3条第3項に該当しないことから令和2年3月31日に廃止の公布を行った。

○ 基本方針

保健行政と一体となって、明るく健康で快適な住みよい地域づくりを目指し、住民の健康増進及び母子保健の推進、健康管理、疾病予防等の保健活動を積極的に展開し、保健思想の普及向上に努めるものとする。

1 地区における保健活動の推進

- (1) 健康相談 70回開催 延べ従事者数 36人
健康教育 177回開催 延べ従事者数 450人
各町内会等で年1～2回開催した。（開催場所…各地域公民館、活動センター等）
- (2) 各種検診受診勧奨活動
受診率向上のための勧奨活動等の実施。
検診受付従事、地域での呼びかけ、チラシの町内回覧等を行った。（6月～10月）
検診受付 延べ 67回 延べ従事者数 99人
- (3) 特定事業
15地区で、次のとおり開催した。（304人参加）
※ 新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止地区有。

地区	実施日	参加人数	内容
仁王	11/9、11/17	27人	ボッチャを体験しよう
桜城	11/2	1回目 17人 2回目 中止	「ウォーキングと先人記念館見学により心身のリフレッシュを図る」
松園	11/11	44人	正しい「ラジオ体操」
北厨川	11/10	25人	防災研修会
土淵	1/14		中止（岩手県警戒宣言により）
東厨川	6/24	20人	コロナに負けない！やさしい筋力アップ教室
城南	11/24	30人	「音楽と体操でリフレッシュ」
山岸	12/17	22人	コンディショニング教室
大慈寺	12/14	18人	セラバンド体操
仙北	11/11	12人	コンディショニング教室
本宮	12/1	27人	本宮地区をウォーキングしませんか
中野	1/17		コロナ禍での対応を呼びかけるポスター掲示活動 ポスター「感染拡大防止へのご協力をお願いします」 回覧「PCR等の無料検査の一般検査について事業者一覧」
飯岡	2/22		中止（岩手県緊急事態宣言により）
巻堀姫神	12/9	38人	音楽で心も体もリフレッシュ
渋民	8/19	第1回 12人 第2回 12人	レクリエーションでカラダもココロもリフレッシュ♪（2回開催）

(4) 子育て相談

盛岡市保健所事業の子育て相談等へ体験参加し、事業に協力した。

全 一回 延べ従事者数 一人 【実施担当課において中止】

2 献血活動の推進

(1) 献血推進活動

市内 30 地区において献血推進活動を実施(各地区 1/2～4 回)、地域献血本数、3,326 本(全血・200ml 換算)の実績を上げた。(活動回数 47 回、献血会場 50 カ所)

3 保健推進員協議会の運営

保健推進員の職務の円滑な遂行を確保するとともに、相互の親睦を図り、市の保健行政の進展に寄与することを目的に各地区長を理事として協議会を設置、運営強化を実施した。

(1) 総会 令和3年5月13日(木)、盛岡劇場メインホール【一部書面開催】

(2) 理事会 市保健所にて計4回開催した(うち2回は書面にて開催)。

(3) 地区総会 令和3年5月14日以降、各地区公民館等で開催した。

(4) 会報「すこやか」の発行

第27号を令和3年12月1日付で11,000部発行、各町内会等へ班回覧に供した。

4 保健活動推進のための研修会(市保健所・保健推進員協議会共催)の開催・参加

(1) 第1回保健推進員研修会(145人参加)

令和3年5月13日 盛岡劇場メインホール

講演 コロナ基礎講座

講師 盛岡市保健所 所長 矢野 亮佑 氏

(2) 第2回保健推進員研修会(214人参加)

令和3年12月14日 盛岡市民文化ホール大ホール

講演 がん予防～正しく知り、備えること～

講師 公益財団法人岩手県予防医学協会 保健師 佐川 みゆき 氏

(3) 保健推進員理事研修会 令和3年10月8日(書面開催・理事30人あて送付)

内容 他県等「コロナ禍での活動事例」

盛岡市保健推進員要綱

令和2年3月31日市長決裁

(設置)

第1条 保健活動等の円滑な推進を図るため、保健推進員を設置する。

(活動)

第2条 保健推進員は、別に定める担当区域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健活動に係る連絡、周知及び協力に関すること。
- (2) 各種検診の受診及び予防接種の奨励に関すること。
- (3) 保健活動に関する知識の普及に関すること。
- (4) 献血の推進に関すること。

2 保健推進員は、活動上知り得た秘密を漏らさないこと。その活動を中止した後も、同様とする。

(委嘱)

第3条 保健推進員は、町内会、自治会等の地域的自治組織の意見を聴いて市長が委嘱する。

(任期)

第4条 保健推進員の任期は、3年（市長が別に定める保健推進員にあつては、3年以内の期間において市長が定める期間）とする。ただし、補欠の保健推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地区長)

第5条 保健推進員の活動を円滑に行わせるため、地区長を置く。

2 地区長は、別に定める担当地域内において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 保健推進員の活動に関する連絡調整に関すること。
- (2) 保健活動等に関する会議等の開催の協力に関すること。

3 地区長の定数は、30人以内とする。

4 地区長は、第2項の担当地域内の保健推進員の意見を聴いて当該保健推進員のうちから市長が委嘱する。

5 第4条の規定は、地区長について準用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、盛岡市保健推進員規則に基づき委嘱している保健推進員の任期に関する事項は、なお、従前の例による。